

疾病第950号  
令和4年7月20日

各関係団体の長 様

千葉県健康福祉部長  
(公印省略)

**B.1.1.529** 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

本県の感染症対策につきましては、日頃、格別な御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについては、令和4年3月30日付け疾病第3038号により別添2-1のとおり感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定方法を定めたところですが、今般、同年6月30日一部改正通知「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」内の3. 積極的疫学調査についてで、改めて保育所等の取扱いを再検討するよう示されました。

これを受けて、これまでに得られたオミクロン株の特徴等を踏まえた結果、別添2-2のとおり保育所、幼稚園及び認定こども園では、保健所による濃厚接触者の特定を行わない等の見直しを行うこととし、別添3のとおり見直しに係るQ&Aを作成しましたのでお知らせします。

なお、事業所等に係る取扱いについては、従前の県通知内容から変更はないことを申し添えます。

【担当】

千葉県健康福祉部疾病対策課

TEL 043-223-2665